

《日本政策金融公庫農林水産事業の食品事業者向け資金 その1》

(平成28年7月21日現在)

資金名	ご融資の対象となる事業	ご利用いただける方※1	貸付利率(固定)							ご返済期間(うち据置期間)※2	ご融資限度額
				金利呼称	11年	12年	13年	14年	15年		
特定農産加工	農産物の輸入自由化や国境措置の変更により影響を受ける特定農産加工業者の経営改善に必要な設備資金、特別の費用及び権利の取得資金 ○特定農産加工業:かんきつ果汁、非かんきつ果汁、パインアップル缶詰、こんにゃく粉、トマト加工品、甘しょでん粉、馬鈴しょでん粉、米加工品、麦加工品、乳製品、牛肉調製品、豚肉調製品※税制特例あり【裏面参照】 ○関連農産加工業:果実加工食品、こんにゃく製品、甘しょ加工食品、馬鈴しょ加工食品、米菓、みそ、しょうゆ、めん、パン、ビスケット、冷凍冷蔵食品、食肉調製品	特定農産加工業者 関連農産加工業者	2億7千万円以下	食品C	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%	10年超15年以内(3年以内)	負担額の80%以内
			2億7千万円超	食品B-1	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%		
中山間地域活性化	中山間地域の農林畜水産物又はその加工品を原材料とする製造・加工又は販売する事業に必要な設備資金、特別の費用及び権利の取得資金 ○対象となる事業:農林漁業者(農協等含む)との安定的な取引により、中山間地域産の農林水産物(加工品含む)の取引量が5年以内に20%以上増加する事業 ○中山間地域とは:土地条件の制約等から農業生産条件が不利な山間地域及びその周辺の市町村を指し、全市町村のうち1,700余の地域が指定(一部指定を含む) (注)販売(飲食を含む)の事業は一定の規模以上の方等に限られます。	農産加工業者 林産加工業者 水産加工業者 販売業者(注)	2億7千万円以下	中小③-1	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%	10年超15年以内(3年以内)	負担額の80%以内
			2億7千万円超	中小②	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%		
食品産業品質管理高度化促進(HACCP)	HACCPを導入する施設、またその前段階の衛生・品質管理を行うための施設、これらと一体で導入する生産施設の設備資金、特別の費用及び権利の取得資金 ○対象となる食品の種類:食肉製品(ハム・ソーセージなど)、容器包装詰常温流通食品(缶詰、瓶詰、レトルト食品)、炊飯製品、水産加工品、乳製品、味噌、醤油製品、冷凍食品、集団給食用食品、惣菜、弁当、カット野菜、食用加工油脂、ドレッシング、清涼飲料水、食酢製品、ソース、菓子、乾麺、漬物、生めん、パン、食肉(枝肉・部分肉)	食品製造業者 給食業者 と畜場・食肉センター事業者	2億7千万円以下	食品C	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%	10年超15年以内(3年以内)	負担額の80%以内又は20億円のいざれか低い額※3
			2億7千万円超 衛生・品質管理に必要な施設と一体的に導入する生産施設	食品B-1	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%		
食品流通改善(生製提携)	食品製造業者と農林漁業者とが提携して行う事業に必要な設備資金、食品製造業者による農業生産法人への出資金 ○対象となる施設:食品製造業者と農林漁業者とが安定的な取引を行い(取引量が5年間で概ね20%増加)、食品製造業者又は農林漁業者が行う農林漁業者間の投資(生産設備の整備、農業生産法人への出資)、これと併せて整備する食品の製造施設等	食品製造業者 農林漁業者		中小③-1	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%	10年超15年以内(3年以内)	負担額の80%以内
食品流通改善(生販提携)	食品販売業者と農林漁業者が提携して行う、産地から小売段階までの生鮮食品等に係る施設整備に必要な設備資金 ○対象となる施設:食品販売業者と農林漁業者とが安定的な取引を行い(取引量が5年間で概ね20%増加又は年間30百万円以上)、食品販売業者又は農林漁業者が整備する集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設(店舗)、情報処理施設等	食品販売業者 (花き含む) 飲食業者 農林漁業者		中小③-1	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%	10年超15年以内(3年以内)	負担額の80%以内
新規用途事業等	需要の増進を図ることが必要な特定農林水産物の新規の用途や新品种の採用を推進するに必要な設備資金、特別の費用及び権利の取得資金 ○特定農林水産物:米、麦、みかん、その他かんきつ類、りんご、てん菜、さとうきび、こんにゃく芋、かんしょ、ばれいしょ、小豆、いんげん、落花生、たまねぎ、トマト、アスパラガス、スイートコーン、間伐材(すぎ、ひのき、まつ)、しいたけ、生乳、豚肉、鶏肉、鶏卵、しろさけ、かつお、いか	農産加工業者 林産加工業者 水産加工業者		中小①	0.75%	0.75%	0.75%	0.75%	0.75%	10年超15年以内(3年以内)	負担額の80%以内
乳業施設	飲用牛乳用処理施設、乳製品製造施設及び流通施設の整備に必要な設備資金 ○対象業種:飲用牛乳、乳製品(チーズ、バター、アイスクリーム、発酵乳、乳酸菌飲料等)	乳業者		中小①	0.75%	0.75%	0.75%	0.75%	0.75%	10年超15年以内(3年以内)	負担額の70%以内
水産加工	下記魚種の加工に必要な設備資金、特別の費用及び権利の取得資金 (1)指定魚種:いわし、さば、いか、かつお、ほたてがい、まぐろ、さんま、あきさけ、あじ、すげどうら、ぶり、海藻類、いかなど、かれい、たい、ほつけ、まだら、かき、たこ (2)低・未利用魚種(事業地の都道府県指定あり):えそ(愛媛県)、このしろ(千葉県、熊本県)、さめ(北海道、青森県、岩手県、宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、三重県、鹿児島県)、しいら(高知県、長崎県、熊本県)、たちうお(和歌山県、愛媛県、長崎県、大分県)、とびうお(長崎県、鹿児島県)、にぎさ(石川県)、にしん(北海道)	水産加工業者	特例(1億2千万円まで) 食用水産加工品であつて、あじ、さば、さんま等の小型魚を使用するもの又は未利用部位を利用するもの	食品C	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%	10年超15年以内(3年以内)	負担額の80%以内
			一般	食品B-3	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%		